（木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正）

第二条　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十四条」に、「第二十二条・第二十三条」を「第二十五条・第二十六条」に改める。

第一条中「及び流通の円滑化」を「、流通の円滑化及び利用の促進」に改める。

第四条第一項中「指定地域内」を「森林所有者等（指定地域内」に、「又は収益」を「若しくは収益」に、「（以下「森林所有者等」という」を「又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けることを希望する者その他の権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者をいう。以下同じ」に、「又はその」を「若しくはその」に改め、「この条において」を削り、「と共同して」を「又は木材利用事業者等及び当該木材を原材料とする製品（第三項第二号ヘ(2)において「木材製品」という。）を利用する事業として政令で定めるもの（同号ヘ(2)において「木材製品利用事業」という。）を行う者（第十六条第二号ロ及びハにおいて「木材製品利用事業者」という。）若しくはその組織する団体（以下「木材製品利用事業者等」という。）と共同して」に、「第三項第二号ハの事業所又は」を「同項第二号ハの事業所」に、「が当該」を「又は同号ヘ(2)の事業所若しくは区域が当該」に改め、同条第二項中「又は木材利用事業者等」を「、木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等」に改め、同項第二号中「者又は」を「者、」に改め、「開設する者」の下に「（第十六条第二号イにおいて「市場開設者」という。）又は木材の輸送を業として行う者」を加え、同条第三項第二号中「実施時期」を「実施期間」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　森林の区域並びに当該区域における伐採及び伐採後の造林に関する方針

第四条第三項第二号に次のように加える。

ヘ　森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して事業計画を作成する場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　木材の需要の開拓の内容

(2)　木材製品利用事業者等の事業所であって木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域

第四条第三項第四号中「保安林」の下に「（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）」を加え、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「の認定（当該認定に係る事業計画が第四項に規定する事項を含むものに限る。次項において同じ。）」に、「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項第一号中「第四項第四号」を「第五項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「、保安林」を「、第四項に規定する事項（保安林」に、「を含む」を「を含むものに限る。）を含む」に、「第三項第二号ロに掲げる」を「第四項に規定する」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「の立木の伐採及び伐採後の造林」を「についての第四項に規定する事項」に、「第三項第二号ロに掲げる」を「第四項に規定する」に、「当該」を「当該事業計画において」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「前項第一号」を「第三項第一号」に、「に対する」を「又は木材製品利用事業者等に対する」に改め、同項第三号中「前項第二号」を「第三項第二号」に、「が同項第一号」を「（前項の規定により同項に規定する事項を記載した場合にあっては、当該事項を含む。）が第三項第一号」に改め、同項第四号中「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に関し、森林の所在場所、保安林とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に関し農林水産省令で定める事項を記載することができる。

第五条第二項中「同条第四項各号」を「同条第五項各号」に改め、同条第三項中「前条第四項から第十二項まで」を「前条第五項から第十三項まで」に改める。

第六条第二項中「第四条第五項から第十一項まで」を「第四条第六項から第十二項まで」に改める。

第七条中「に従って」を「（第四条第四項に規定する事項を含むものに限る。次条及び第十条から第十二条までにおいて同じ。）に従って」に改める。

第九条第一項中「事業計画」の下に「（第四条第四項に規定する事項を含むものに限る。）」を加える。

第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条中「前条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十五条とする。

第二章中第二十一条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国有林野の管理経営に関する法律との関係）

第二十四条　森林所有者等が国有林野の管理経営に関する法律第八条の十二第一項の規定により同法第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けた場合（当該樹木採取権に係る同法第八条の六第一項の樹木採取区が指定地域内にある場合に限る。）において、農林水産省令で定める期間内に当該森林所有者等並びに当該樹木採取権に係る同法第八条の八第二項の申請書に記載された木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等から都道府県知事等に申請があったときは、これらの者を認定事業者と、当該申請書を認定事業計画とみなして、第十五条から第十七条まで、第二十一条、第二十二条及び前条（同条の規定に係る罰則を含む。）の規定を適用する。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。

第十八条中「（昭和二十六年法律第二百四十六号）」を削り、同条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「（森林組合等の事業の利用の特例）」を付し、第十五条の次に次の二条を加える。

（独立行政法人農林漁業信用基金の業務）

第十六条　独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、木材安定供給確保事業（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係るものに限る。以下この条において同じ。）に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

一　認定事業者が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二　信用基金に出資している認定事業者であって次に掲げるもの（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となっているハに掲げる者を含む。）が、当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第十三条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ　森林組合若しくは森林組合連合会で木材卸売業を営む者、市場開設者又は木材の輸送を業として行う者（ロ及びハにおいて「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ　木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）又は木材製品利用事業者（政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合

ハ　木材卸売業者等又は木材製品利用事業者

三　前二号の業務に附帯する業務